

ベースアップ評価料について

令和8年3月より当院では、医療従事者の処遇改善を目的とした国の制度に基づき「ベースアップ評価料」を算定させていただきます。

ベースアップ評価料は、令和6年6月に施行された制度で、医療現場での人材確保と、良質な医療提供を続けることができるようにするための取組です。

外来・在宅ベースアップ評価料（I）1日につき

初診時 6点

再診時 2点

なお、このベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は、医療現場で働くスタッフの賃上げに全て充てられます。

何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。